

宮城県子育て終了女性等スキルアップ再就職助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、離職者の雇用の促進及び人手不足の中小企業等における人材の確保を図るため、中小企業等が子育て等を終了した女性等を雇入れ、人材育成を行う経費について、予算の範囲内において、宮城県子育て終了女性等スキルアップ再就職助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及び事業を行う個人又はその他の団体とする。

2 この要綱において「対象労働者」とは、子育てや病気、親族の介護等により1年以上離職している女性等をいう。ただし、直近に離職した際に、この事業を実施しようとする事業者と雇用関係にあった者や、出向、派遣労働者として就労していた者、この事業を実施しようとする事業者や役員の子親等内の親族を除くものとする。

(対象事業者)

第3 補助金の対象となる者は、宮城県内の事業所において、対象労働者を雇用する中小企業等（以下「対象事業者」という。）であって、対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から補助事業の完了又は終了の日までの期間、事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）又は雇止めによる労働者の離職がない事業者とする。ただし、日本標準産業分類により、P医療・福祉に分類される事業所においては、中小企業等以外の者も対象とする。

(補助事業等)

第4 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象労働者に対して業務の遂行の課程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識を習得するための職業訓練（以下、「OJT」という。）及び通常の生産活動と区別して業務の遂行の課程外で行われる職業訓練（以下、「OFF-JT」という。）により、次のいずれかの人材育成を行うものとする。

- (1) 業務に必要な資格の取得（ただし、「資格」については概ね1か月以上の期間を要するなど短期間で容易に習得できるものではないものに限る。）
- (2) 業務に必要な資格を保有しているが、その資格を活用した実務経験がない業務における経験の蓄積
- (3) 離職期間において、変更があった制度や新たに普及した技術など復職に必要な知識・技術の習得

- 2 補助事業において上記の人材育成を行う場合、次の条件を付するものとする。
- (1) 雇用した対象労働者に対して行う人材育成の期間は、原則として3か月間とすること。ただし、人材育成の内容に応じて最大9か月間実施することができる。
 - (2) 対象労働者の1週間の所定労働時間は20時間以上とし、雇用保険に加入すること。また、社会保険（労働者災害補償保険、厚生年金保険及び健康保険等）の加入については適切に対応すること。
 - (3) 補助事業の終了後も、雇用形態を問わず、対象労働者を期間の定めのない又は契約更新可能な雇用として継続して雇入れる見込みであること。
 - (4) 対象労働者について、別表1に定める各種助成金等の支給を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第5 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表2に定めるとおりとし、補助対象経費の2分の1相当額（千円未満切り捨て）かつ対象労働者1人につき100万円を超えない額とする。ただし、対象労働者が自己都合により離職した場合は、離職日までに要した経費を対象とする。

(交付申請)

- 第6 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は別に定める。
- 2 補助事業を複数の事業所で実施する場合は、事業所ごとに申請しなければならない。なお、同一の事業所で異なる職種により補助事業を実施する場合も同様とする。
 - 3 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。
 - (1) 登記事項証明書（法人格を有している場合）又は、税務署への開業届の写し（個人事業主の場合）
 - (2) 定款や団体の規約等の写し
 - (3) 県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書（税目「全ての県税」について、補助金を申請する日までに納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないこと。）
 - (4) 補助事業を実施する事業所の賃金や手当に関する規則の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類
 - 4 第1項の補助金交付申請を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 対象労働者の休職等による補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別紙様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更にあつては、この限りではない。
- (2) 対象労働者の休職等の理由により補助事業を中止し又は対象労働者が雇用できない等の理由により補助事業を廃止する場合においては、別紙様式第3号により、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の実施が困難となった場合においては、別紙様式第4号により、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(交付決定)

第8 知事は、補助金交付申請の内容が適切であると認められるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項による交付決定を行うにあつては、第6第4項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第6第4項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(対象労働者の募集等)

第9 対象事業者は、対象労働者の求人にあつては、公共職業安定所に申し込むなど広く募集するものとし、第8による交付決定を受けた後に雇用するものとする。ただし、雇入れの期限については、交付決定の翌日から起算して3か月が経過した日又は年度内に人材育成の期間を確保できなくなる日の前日のいずれか早い日までとする。

- 2 補助事業により雇用できる対象労働者は、事業を実施する事業所が雇用する常勤職員の20パーセント(端数切り捨て)までとし、かつ、事業所全体で5人を上限とする。ただし、雇用した対象労働者が補助事業の実施期間中に離職した場合、その補充はできないものとする。

(状況報告)

第10 規則第10条による補助事業の実施状況等の報告は、次のとおりとする。

- (1) 対象労働者の雇用状況を、別紙様式第5号により、対象労働者の雇用後2週間以内に報告するものとする。ただし、対象労働者の一部に変動があつた場合も同様とする。
- (2) 補助事業の実施状況を、別紙様式第6号により、補助事業の実施期間の2分の1

が経過した日から起算して15日以内に報告するものとする。ただし、対象労働者の雇入れ日が異なる場合においては、対象労働者ごとに報告するものとする。

- 2 前項第1号の雇用状況報告に添付しなければならない書類は次のとおりとする。
 - (1) 職務経歴書
 - (2) 補助事業に係る求人票等の写し
 - (3) 対象労働者に係る雇用契約書又は雇入れ通知等の写し
 - (4) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書その他社会保険加入を証する書類の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項第2号の実施状況報告に添付しなければならない書類は次のとおりとする。
 - (1) 対象労働者に係る賃金台帳の写し
 - (2) 対象労働者の出勤簿の写し
 - (3) 対象労働者の勤務日報の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(実績報告)

第11 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別紙様式第7号によるものとし、その提出期限は補助事業等の完了、中止又は廃止の承認の日から1月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- 2 規則第12条第1項の規定により事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 対象労働者に係る賃金台帳の写し
 - (2) 対象労働者の出勤簿の写し
 - (3) 対象労働者が取得した資格等を証する書類の写し
 - (4) 対象労働者に係る事業終了後の雇用契約書又は雇入れ通知等の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第12 補助金は、規則第13条の規定により補助金の額を確定した後、交付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する事業主は、交付対象としない。

- (1) 補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令に違反したことが確認できた事業主
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定されるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員になった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主
- (3) 宮城県税に未納がある事業主

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13 対象事業主は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係

る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

(関係書類の保管等)

第14 対象事業主は補助事業における支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月8日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。